

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町

1 地域活性化総合特別区域の名称

千年の草原の継承と創造的活用総合特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

世界的遺産であり、地域にとって誇りである「阿蘇草原」を守り次世代に伝えていくとともに、草原の新たな活用を進め、草原とつながる観光スタイルの創造と資金還流のしくみづくりによる地域の活性化を目指す。ひいては、観光立国の推進に貢献する。

(解説)

訪れる人々を魅了する阿蘇の草原は、火山を基盤とした数万年以上にわたる生命史が凝縮され、人と自然が関わり合ってきた1万年もの歴史が映し出される貴重な自然環境であり、農畜産業の基盤、草原から育まれた地域文化、多様な生き物の住み家、観光資源、水源涵養、などの多面的な役割を持つ。

しかし、草原維持を行う地元牧野組合の高齢化による人手不足や作業負担の増大、それを補う支援ボランティアの指導者育成や管理運営にかかる事務局負担などが課題となっている。また、「農畜産業による管理が継続できない恐れのある草原の予測（阿蘇草原維持再生基礎調査 熊本県）」によると、阿蘇の草原の規模は30年後までに2016年時点から4割まで減少するという予測になっている。

このような背景があることから、阿蘇の草原を守りつつ観光スタイルの構築による地域活性化を目指し、ボランティアの普及活動や各種研修会の継続実施、土地利用形状の整理、恒久防火帯整備、阿蘇以外の地域へのPRを検討する。また、あか牛肉や野草堆肥を利用した米・野菜など草原由来商品の販売プロモーション活動を行うとともに、草原を活用したツアーの提供及び参加者からの牧野保全料徴収による資金還流の仕組みを作ることで、農畜産業と観光の両立をしっかりと意識し、公益機能の維持保全、生業による草原の利用、草原を支える社会基盤などを総合的に目指すものである。

② 評価指標及び数値目標

評価指標（１）：①草原管理面積

②野焼き再開牧野数

数値目標（１）：①R4年度からR9年度まで草原22,000haを維持

②毎年1組合の再開（5年後に5組合再開）

評価指標（２）：牛馬の放牧頭数

数値目標（２）：5,841頭（R3年度）→6,740頭（R9年度）へ増加

評価指標（３）：①観光入り込み総数

②阿蘇地域の宿泊客数

数値目標（３）：①約745万人（R3年度）→1,400万人（R9年度）へ増加

②約83万人（R3年度）→200万人（R9年度）へ増加

評価指標（４）：あか牛肉料理認定店数

数値目標（４）：46店（R3年度）→56店（R9年度）へ増加

評価指標（５）：草原体験利用者数

数値目標（５）：3,217人（R3年度）→4,800人（R9年度）へ増加

3 特定地域活性化事業の名称

世界的遺産であり、地域にとっての誇りである「阿蘇草原」を守り次世代に伝えていくとともに、草原の新たな活用を進め、草原とつながる観光スタイルの創造と資金還流のしくみづくりによる地域の活性化のため、規制の特例措置や税制・財政・金銭上の支援措置等を活用しながら、草原案内システムの構築に係る取組を行っていく。

① 《草原体験のための基盤拡充》

（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4【1/4】）

② 《草原案内人システムの整備》

（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4【2/4】）

③ 《域内の飲食店や直売所等での草原由来製品の提供、販売》

（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4【3/4】）

④ 《観光誘客と連動するブランドづくり、プロモーション活動の推進》

（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4【4/4】）

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

なし

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置

別紙2-8参照

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

特になし

別紙2-4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【1/4】

1 特定地域活性化事業の名称

≪草原体験のための基盤拡充≫
(地域活性化総合特区支援利子補給金)

2 当該特別の措置を受けようとする者

阿蘇農業協同組合

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

- ・総合特区内において、各牧野組合等が自主的に行う事業として、草原内に小規模な利用施設が設置でき、牧野組合員等が関わる草原内での体験型プログラムを展開しやすくし、利用者ニーズへの対応と事業機会拡大につながる取組等に対して、指定金融機関が必要な資金を貸し付ける事業を行う。
- ・具体的には、草原を体験型活動のフィールドとして利用する多様なプログラムやトレイルコースの拡充、小規模利用施設の新設や既存施設のリニューアル（各牧野内に設置されている農業用施設を、草原学習機能を備えたエイドステーション等に兼用）を図る。
- ・これらの取り組みにより、都市生活者等による阿蘇の農畜産業への理解が深まり、農畜製品の消費拡大など農業振興に繋がる。また、これによって地元農業者が有償の案内人などとして参加することが可能になり、夢を持てる草原の活用が実現できる。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第1号 農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業

第2号 観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業

別紙2-4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【2/4】

1 特定地域活性化事業の名称

≪草原案内人システムの整備≫
(地域活性化総合特区支援利子補給金)

2 当該特別の措置を受けようとする者

阿蘇農業協同組合

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

- ・総合特区内において、各牧野組合や民間組織・企業等が行う草原ガイド（草原に関する知識が豊かで、有料で案内ができる人材）の育成や、草原体験を求める多様なニーズに対応できるようなマッチングの仕組みを整備する取組に対して、指定金融機関が必要な資金を貸し付ける事業を行う。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第1号 農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業

第2号 観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【3 / 4】

1 特定地域活性化事業の名称

≪域内の飲食店や直売所等での草原由来製品の提供、販売≫
(地域活性化総合特区支援利子補給金)

2 当該特別の措置を受けようとする者

阿蘇農業協同組合

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

- ・総合特区内において、各牧野組合や民間組織・企業等が自主的に行う、あか牛肉や野草堆肥で育てた野菜や米などの草原を利用した農畜産物を特産品として生産することを奨励しながら、安定供給体制を構築すると同時にこれらを取り扱う飲食店や直売所等を拡大する取組に対して、指定金融機関が必要な資金を貸し付ける事業を行う。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第1号 農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業

第2号 観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【4 / 4】

1 特定地域活性化事業の名称

《観光誘客と連動するブランドづくり、プロモーション活動の推進》
(地域活性化総合特区支援利子補給金)

2 当該特別の措置を受けようとする者

阿蘇農業協同組合

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

- ・総合特区内において、各牧野組合や民間組織・企業等が自主的に行う事業として、地域資源・環境を活かした安全・安心な農産物としてブランド価値を高め、流通拡大、消費拡大のためのプロモーション活動を推進し、これを観光地としてのイメージ形成にも活用する取組に対して、指定金融機関が必要な資金を貸し付ける事業を行う。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第1号 農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業

第2号 観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業

別紙2-8 <地域において講ずる措置>

1 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・ A S O環境共生基金（個人の場合、寄付金のうち2千円を超える部分がふるさと納税制企業の場合、法人税法に基づき寄付金の金額が損金算入される。）（阿蘇市）
- ・ 入湯税収の観光活用範囲の拡大（阿蘇市）
- ・ 草原維持管理事業
- ・ 草原由来製品の販売拡大事業
- ・ 草原案内システム構築事業

2 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- ・ 野焼き作業に支障が生じる保安林について規制の特例、緩和（熊本県と調整中）

3 地方公共団体等における体制の強化

- ・ 申請区域に該当する自治体及び関係団体が主体となって構成される阿蘇草原再生協議会を中心に推進体制を強化。

また、平成25年度以降に当面地元で優先的に取り組むべき施策を取りまとめた「千年の草原を活用した阿蘇地域活性化総合戦略」（平成24年度末に策定）を当地域活性化総合特区計画のベース部分として位置付けている。また、この総合戦略は熊本県による「あそ草原再生ビジョン」と一体的に検討・作成したものであり、県及び市町村の意思統一のもとで、地域の総意として、地域活性化総合特区計画に掲げる事業を効率的に実施できる体制の強化を図っている。

4 その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・ 阿蘇草原再生協議会の特区地域協議会としての体制整備
申請区域に該当する自治体及び関係団体が主体となって構成される阿蘇草原再生協議会の本会議及び小委員会等で、関係市町村や関係団体等とも連携のもと地域活性化総合特別区域計画の進行に関する事前や事後の詳細な評価・検討を行いつつ、円滑な事業の実施ができるよう体制を整備した。
- ・ 阿蘇ジオパーク認定の推進
平成21年10月に日本ジオパークネットワークに認定。平成26年9月に世界ジオパークネットワークに認定。
- ・ 世界文化遺産登録の推進
阿蘇独自の文化と風景が一体となった壮大な文化的景観等の財産を後世にわたって継承するため、地域が連携して世界文化遺産への登録を推進している。平成29年10月13日付けで草原の一部が国の「重要文化的景観」に選定。
- ・ 牧野組合の相互連携による効率的な草原維持管理の推進
隣接する牧野組合が相互に連携し、野焼きなどの管理作業を一体的に行う体制を整備・拡充することにより、維持管理の効率化を進める。

- ・ 恒久輪地（わち）整備
恒久的な防火帯の整備や輪地切り延長補助及び防火帯整備に係る重機リース補助の継続を行う。
- ・ 入り組んだ草原と林地境界の整序
入り組んだ境界周辺の樹林や草原内に点在する小規模樹林を除去し土地利用形状を整え、輪地切り延長を短縮する。なお、野焼きが困難な場所について、保安林等の解除に向けた取組みを行い、野焼き等の継続を行う。
- ・ 支援ボランティア派遣
野焼き・輪地切り等維持管理作業のボランティア派遣事業への支援や新たな担い手の導入を進める。
- ・ 新たな保険商品の依頼
野焼きの延焼における損害賠償責任保険（物損補償）を取り扱っている保険会社がないため、熊本県より各保険会社に「保険商品」の検討を依頼し、保険商品の開発を進める。

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	阿蘇草原再生協議会（地域協議会） 第90回幹事会
地域協議会の設置日	平成17年12月2日
地域協議会の構成員	別添構成員名簿（阿蘇草原再生協議会構成員名簿）のとおり
協議を行った日	令和4年8月19日
協議会の意見の概要	地域活性化総合特区の更新について説明。 ※次期の地域活性化総合特区計画の認定（更新）に向けた取組み及び新計画案の提出について協議した。更新及び提出について承認された。
意見に対する対応	次期地域活性化総合特別区域新計画案を作成し、再度協議会に諮ることとする。

地域協議会の名称	第35回阿蘇草原再生協議会（地域協議会）
地域協議会の設置日	平成17年12月2日
地域協議会の構成員	別添構成員名簿（阿蘇草原再生協議会構成員名簿）のとおり
協議を行った日	令和4年9月6日
協議会の意見の概要	1. 役員の選任について承認。 2. 効果的な協議会運営のための提案。承認。 3. その他
意見に対する対応	新計画案の概要について説明。承認。

地域協議会の名称	阿蘇草原再生協議会（地域協議会） 第91回幹事会
地域協議会の設置日	平成17年12月2日
地域協議会の構成員	別添構成員名簿（阿蘇草原再生協議会構成員名簿）のとおり
協議を行った日	令和4年11月17日
協議会の意見の概要	地域活性化総合特区計画の認定（更新）に向けた「新計画案（最終）」の内容について協議し、内閣府への提出について承認された。
意見に対する対応	内閣府地方創生推進事務局へ次期地域活性化総合特別区域計画を提出することとした。